

議案第 25 号

三田市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

三田市農業共済条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 23 年 2 月 22 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市農業共済条例の一部を改正する条例

三田市農業共済条例（昭和47年三田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 市の包括共済に付されていた家畜であつて、第11条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継により市の他の包括共済に新たに付されたものについての第2項第5号及び第6号の規定の適用については、当該他の包括共済に係る共済責任は、当該承継の際、現に市と当該権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人との間に存する包括共済に係る共済責任の始まつた時に始まつたものとみなす。

第29条第1項中「共済目的の種類ごと」を「農作物共済の共済目的の種類等ごと」に、「規定する者に限る。」を「それぞれ規定する者（法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済にあつては、法施行規則第47条の9において規定する者のうち、その者が耕作する農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物の生産量のおおむね全量を原則として過去5年間ににおいて法第150条の3の5第2項において読み替えて準用する法第120条の10に規定する収穫物の数量及び価格に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該収穫量の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者に限る。）に該当する者に限る。」に改め、同条第3項中「2以上の金額のうち」を「2以上の金額（飼料の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては飼料の用に供するものとして定めた金額、米粉の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては米粉の用に供するものとして定めた金額。以下この項において同じ。）のうち」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第1項の申出をしなかつた場合にあつては、法第106条第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうち最低のものとする。

第60条第1項に次の1号を加える。

- (6) 次の要件のすべてに適合する場合

ア 当該共済事故に係る家畜が、第11条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継前から引き続き市の包括共済に付されていたものであり、かつ、その承継により市の他の包括共済に新たに付されたものであること。

イ 当該共済事故に係る家畜が当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前からアの権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人により市の包括共済に付されていたものであること。

第63条第3項中「又は第7項」を「、第6項又は第7項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、兵庫県知事の認可のあった日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三田市農業共済条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に共済責任期間（家畜共済にあっては、共済掛金期間。以下同じ。）の開始する共済関係について適用し、同日前に共済責任期間の開始する共済関係については、なお従前の例による。ただし、次項及び第5項に規定する規定の適用については、それぞれ当該各項に定めるところによる。

3 新条例第3条第4項及び第5項、第60条第1項第6号の規定は、平成22年4月1日から施行日前までに共済責任期間の開始する共済関係についても適用する。

4 新条例第29条第1項の改正規定（「共済目的の種類ごと」を「農作物共済の共済目的の種類等ごと」に改める部分に限る。）は、平成23年産の水稻及び麦から適用し、平成22年以前の年産の水稻及び麦については、なお従前の例による。

5 新条例第63条第3項の規定は、施行日前に共済責任期間の開始する共済関係についても適用する。